

## 岡山市入札外部審議委員会の概要

平成26年度第2回岡山市入札外部審議委員会（以下「審議委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

### 記

#### 1 開催日

平成26年10月3日（金） 午前10時00分から午前11時25分

#### 2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

#### 3 出席委員（敬称略 五十音順）

井上 信二，岡崎 優子，妹尾 直人，松本 正子，的場 真介

#### 4 事務局

##### （1）岡山市

森安審議監，寺本審議監，泉監理課長，岡本契約課課長補佐，林監理課課長補佐，徳丸監理課主任

##### （2）水道局

小林統括審議監，浅田管財課長，國富管財課課長代理，樋口契約係長，高田管財課主任，平山管財課主任

#### 5 会議次第

##### （1）開会

##### （2）議題

- 1 岡山市抽出議案について審議
- 2 岡山市水道局抽出議案について審議

#### 6 会議概要

##### （1 岡山市抽出事案について審議（物品契約））

内容解説：製造の請負（物品契約）と作業委託（委託契約）が複合的に混在した案件であり、

①必要機械の自社保有，②履行実績，③セキュリティ体制の確保，のすべてを求める入札参

加資格要件の影響もあり、応札が1者で落札決定となった案件。

Q：これは26年度も、25年度も同じ業者だったのか。

A：以前は、製造の請負部分だけ物品契約として発注しており、関連作業については委託契約で発注していたので、同じ形態での入札がない。

Q：落札業者の他にも履行可能な業者はいるのか。

A：市内業者で履行可能なのは落札業者だけと思われる。そのため、競争性とのバランスを考えて、市内に営業所などを構えている準市内業者まで入札参加可能とした。

Q：例えば、最新の機械を購入して、印刷業を始めた業者がいたとして、岡山市の仕事も取りたいと思った時に、実績を求められると入札に参加できないことになる。では、実績を作ろうと思っても、全ての入札で実績をも要求されたとしたら、永久に市の契約に参入できないことになる。新規業者でも実績を作れるような工夫はしているのか。

A：特殊な案件については履行確保の観点から実績を求めるようにしている。

Q：企業家の努力でどうにもならない要件を付けるのは疑問がある。一定の要件を付すのは仕方ないが、どう努力してもどうしようもないような要件とするのは、どうなのかと思う。

A：要件については再考することとしたい。

Q：セキュリティ体制の確保について、自社の個人情報の保護の取り組みが分かる説明書が様式任意と書いてあるが、この任意というのは何か意味があるか。

A：例えば、入口にセキュリティチェックシステムを設置していて、暗証番号を入れなければ入室できないとか、あるいは、作業場所に必ず監視カメラがあってその記録を映像として残しているとか、こちらが具体的な対策について限定するのではなくて、それぞれの業者がセキュリティ体制の確保のために行っている取り組みについて説明できる資料を提出してもらいたいという事で様式を任意とした。

Q：天下りとかいう問題が出てきたときに、参入障壁として必要以上の実績を求め、一般の業者がなかなか入札できないようにしたようなことがあったが、そういったような事にならないように、民間でもある程度努力すれば入れるような公正な条件を今後も気を付けていって欲しい。

Q：難しい問題と思う。2つ問題点があって、まずは、入札参加要件の問題だが、業界自体が疲弊している業種では、経営継続している業者が少なく、さらに特殊な機械を保有している業者はさらに少ない。そういった状況を考えると、事実上、参入云々と言ってもあんまり意味がないのかなと思う。あと、情報管理の問題。入札の要件を満たすかどうかの判断は、紙ベースでこういう体制を整備していると説明するということだが、最近の情報漏えい事例を見ても明らかなおおりに、結局、監視カメラとかがあったとしても内部の人が漏らすわけだから、対策をしても、漏れるときは漏れてしまう。その辺の確認をどこまで厳しくするのか、あるいはどこまで適正に条件設定できるのかというのは非常に難しいと思う。

Q：セキュリティ体制の確保の難しさについては、同感である。小さな記録媒体で、膨大なデ

ータを持って行くわけで、外注業者が入ってきたり、関係者が多くなればなるほどリスクが大きくなる。それでも、市としては、セキュリティ体制の整備を求めることは当然だと思う。できれば、セキュリティについての評価基準みたいなのが世の中に何かあれば、そのスタンダードを満たしている事を評価するという手はあると思うが…。たとえば、I S Oのような。業者に対して、どこまでセキュリティ体制の確保にお金をかけさせるかという事にもなるので非常に難しいところだ。

## (2 岡山市水道局抽出事案について審議 (工事契約))

内容解説：1 回目の入札、2 回目の入札と不調が続き、設計内容等を見直した3 度目の入札で落札に至った案件。

Q：1 回目の入札時に再度入札しているが、応札業者の入札価格が初度より上がっている。これは業者が最低制限価格を下回ったと考えて価格を上げてきたということか。

A：初度入札の開札時点では、入札価格が許容価格を超えたのか最低制限価格を下回ったのか、公表していない。再入札になったという事は、入札価格が高すぎるか低すぎるかという事になる。業者は、入札価格が低すぎた(=最低制限価格を下回った)と思って金額を上げてきたが実際には高すぎ(=許容価格を超えていた)ていた。

Q：2 回目の入札も同じような状態で、1 者は価格が高すぎたと思って、少し下げて、もう1 者は低すぎたと思って、上げたということか。

A：そのとおり。結果的にすべて高すぎだった。

Q：3 回目は設計自体を見直して、許容価格ギリギリで落札となったということか。

A：そのとおり。

Q：応札業者でも、高すぎるか、安すぎるかの見極めがなかなか付きにくい事例はよく発生するのか。

A：今回は、一部専門的な工事を含むため、価格の見極めが付きにくかったと思われる。

(終了)